

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興
に関する総合的な施策の大綱
(案)

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に当たって

(市長のあいさつ文)

教育大綱

1 教育大綱の位置付け

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、国の第3期教育振興基本計画を踏まえつつ、「武蔵村山市第五次長期総合計画」を基本とし、本市の実情に応じた、学校教育、生涯学習、スポーツ、学術及び文化の各分野の方針を取りまとめ、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

この大綱は、予算編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している地方公共団体の長が定めることにより、地域住民の意向をより一層反映させることや地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する方策の総合的な推進を図ることを目的としています。

2 教育大綱の対象期間

教育大綱の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

3 基本理念

人と人との^{きずな}絆で 未来を^{ひら}拓く 学び支え合うまち 武蔵村山

○ 人と人との絆で

学校、家庭及び地域と連携・協力しながら、人と人との絆を大切にし、自然や歴史・文化とのつながりの中で、児童・生徒の明るい未来を創造していきます。

○ 未来を拓く

児童・生徒が様々な学びや経験・体験を通して、生きる力を育み、たくましく未来を切り拓き、力強く生きていくことを目指していきます。

○ 学び支え合うまち 武蔵村山

誰もが生涯を通じて互いに学び合い、高め合える元気で活力あふれるまちになるような教育を目指していきます。

4 基本方針

基本方針1 生きる力を育む教育の推進

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちには、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健全やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進

人生100年時代の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

基本方針5 教育財産の有効活用の推進

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

関連資料

1 武蔵村山市教育大綱策定委員会設置要綱

令和2年12月10日

訓令（乙）第214号

（設置）

第1条 武蔵村山市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を策定するため、武蔵村山市教育大綱策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、教育大綱の原案を作成し、その結果を市長に報告する。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員18人をもって組織する。

2 委員は、副市長、教育長、企画財政部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、健康福祉部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども青少年課児童担当課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育総務課教育施設担当課長、同部教育指導課指導・教育センター担当課長、同部学校給食課長、同部学校給食課防災食育センター整備担当課長、同部文化振興課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は副市長の職にある委員を、副委員長は教育長の職にある委員をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 策定委員会は、必要に応じて関係課の意見を聴取し、又は職員を出席させて説明を求めることができる。

（策定委員会の庶務）

第7条 策定委員会の庶務は、企画財政部企画政策課及び教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委

員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

2 武蔵村山市教育大綱策定委員会委員名簿

区分	氏名	職名	備考
委員長	石川 浩喜	副市長	令和3年7月1日～
	山崎 泰大		～令和3年2月26日
副委員長	池谷 光二	教育長	
委員	神子 武己	企画財政部長	令和3年7月1日～
	神山 幸男		～令和3年6月30日
委員	諸星 裕	教育部長	令和3年7月1日～
	神子 武己		～令和3年6月30日
委員	高橋 良友	学校教育担当部長	
委員	石川 篤	防災安全課長	
委員	湊 祥子	協働推進課長	
委員	持田 文吾	健康推進課長	令和3年12月10日～
	小野 暢路		令和3年4月1日～ 令和3年12月9日
	川口 渉		～令和3年3月31日
委員	佐藤 哲郎	子ども青少年課長	
委員	児玉 眞一	児童担当課長	
委員	高橋 一磨	子ども子育て支援課長	令和3年12月10日～
	木村 朋子		～令和3年12月9日
委員	櫻井 謙次	教育施設担当課長	
委員	赤坂 弘樹	指導・教育センター担当課長	
委員	長谷 慶一	学校給食課長	
委員	矢野 喜之	防災食育センター整備担当課長	
委員	西原 陽	文化振興課長	令和3年12月10日～
	高橋 一磨		～令和3年12月9日
委員	西原 陽	スポーツ振興課長	
委員	藤本 昭彦	図書館長	令和3年4月1日～
	三條 博美		～令和3年3月31日

3 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

令和2年11月27日

訓令(乙)第206号

(設置)

第1条 武蔵村山市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「教育大綱」という。)及び教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を市民等の意見を反映して策定するため、武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、教育大綱及び教育振興基本計画の素案の作成に関し必要な事項を検討し、その結果を、大綱に係るものにあつては市長に、教育振興基本計画に係るものにあつては教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員11人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 武蔵村山市教育委員会委員 1人
- (3) 武蔵村山市立小学校校長会の代表 1人
- (4) 武蔵村山市立中学校校長会の代表 1人
- (5) 武蔵村山市社会教育委員 1人
- (6) 武蔵村山市スポーツ推進委員 1人
- (7) 武蔵村山市公民館運営審議会の委員 1人
- (8) 武蔵村山市立小学校のPTAの会長 1人
- (9) 武蔵村山市立中学校のPTAの会長 1人
- (10) 公募による市民 2人

2 委員の任期は、前条の規定による報告をもって満了する。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画財政部企画政策課及び教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。

4 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分	備 考
座 長	染 谷 由 之	学識経験者	東京聖徳学園教授
副 座 長	大 野 順 布	教育委員会委員	教育長職務代理者
委 員	押 本 純 樹	市立小学校校長会の会員	市立第一小学校統括校長
委 員	島 田 治	市立中学校校長会の会員	市立第一中学校校長
委 員	齊 藤 イト子	社会教育委員	
委 員	川 島 良 夫	スポーツ推進委員	
委 員	小 川 和 男	公民館運営審議会の委員	
委 員	勝 亦 圭 子	市立小学校のPTAの会長	市立小学校在籍児童の保護者
委 員	羽 鳥 直 美	市立中学校のPTAの会長	市立中学校在籍生徒の保護者
委 員	北 田 智 加	公募による市民	
委 員	久保田 大 資	公募による市民	

※ 敬称略

※ 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱の規定順

5 策定経過

開催期日	会議等の名称・主な内容
令和2年 10月30日	令和2年度第2回総合教育会議 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画策定方針（案）について
12月22日	第1回武蔵村山市教育大綱策定委員会 報告事項：（1）武蔵村山市教育大綱策定委員会設置要綱について （2）武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱について （3）武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱について （4）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画策定方針について
令和3年 6月29日	第2回武蔵村山市教育大綱策定委員会 報告事項：第1回武蔵村山市教育大綱策定委員会・第1回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会の会議結果について 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について
7月28日	第1回武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会 報告事項：武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会設置要綱について 議 題：（1）座長及び副座長の選出について （2）武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会に関する運営要領（案）について （3）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について
8月17日	令和3年度第1回総合教育会議 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について
9月13日	武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会から「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定に係る報告書」の受理
9月17日	第3回武蔵村山市教育大綱策定委員会 報告事項：（1）第2回武蔵村山市教育大綱策定委員会の会議結果について （2）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定に係る報告書について 議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について

開催期日	会議等の名称・主な内容
令和3年 10月18日	<p>令和3年度第2回総合教育会議</p> <p>報告事項：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定に係る報告書について</p> <p>議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について</p>
11月 1日～ 11月30日	<p>武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）に対する意見公募の実施</p> <p>意見の件数：0件</p>
12月 8日	<p>第4回武蔵村山市教育大綱策定委員会</p> <p>報告事項：（1）第3回武蔵村山市教育大綱策定委員会の会議結果について （2）武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）に対する意見公募の結果について</p> <p>議 題：武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（原案）について</p>

6 武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会（報告）

令和3年9月13日

武蔵村山市長
山崎 泰 大 様

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画
策定懇談会 座長 染谷 由之

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
策定に係る報告書について

私たちは、本年7月に武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会として発足し、武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「教育大綱」という。）の策定に向けた検討審議を行いました。

本懇談会においては、この報告書をまとめるに当たり、次期教育大綱（素案）の基本理念及び5つの基本方針に沿って整理いたしました。

市におきましては、本報告書の趣旨を御理解いただき、これから策定する教育大綱に反映されるようお願いいたします。

はじめに

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会は、武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱及び武蔵村山市第三次教育振興基本計画の策定に当たり、必要な事項を検討審議し、その結果をそれぞれ市長又は教育委員会に報告するために設置された会議であります。

本懇談会は、様々な分野の方に御参加いただき、それぞれの視点から意見を出し合い、本市の教育の将来をよりよいものにするための重要な会議であると考えております。

近年、子供たちを取り巻く環境は、社会環境や家庭環境の変化に伴い、複雑化するとともに、超スマート社会の実現に向けて人工知能やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいることから、それらに対応した教育が重要になっております。

また、今後の教育については、今まで以上に未来の社会・世界を意識しながら新学習指導要領に沿って、子供たちに求められる資質・能力を向上させていくことが必要となっております。

このような中、本懇談会を通じて、本市の教育について委員の皆様から意見をいただいたところですが、様々な視点で教育の在り方について検討することにより、目まぐるしく変化していく社会の中でも、武蔵村山市ならではの「絆」を大切に、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育むことができる教育行政を実施できると実感したところであります。

市長におかれましては、今後、教育大綱の策定に当たって、本懇談会の意見を真摯に受け止めていただき、教育委員会と連携を図りながら、子供たちにとって、よりよい教育の実現に向けて、御尽力いただきますようお願いいたします。

武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会

座長 染谷 由之

教育大綱の策定に向けて

次期教育大綱の素案について、基本理念及び5つの基本方針に沿って、本懇談会で出された意見を整理しました。

1 基本理念について

基本理念については、分かりやすくまとまっており、本市の教育の方向性とも合致しているため、現行の教育大綱の基本理念を引き継ぎ、推進していただきたいと考えます。

しかしながら、現在はスマートフォンなどが普及したことにより、不特定多数の人と簡単につながりを持つことができる一方で、そのつながりを断つことも容易になっています。そのような現状を踏まえ、改めて「絆」の在り方を大事にしていかなければならないと考えます。

本市は、地域の方と学校が連携して様々な取組を実施しており、また、コミュニティ・スクールを導入することにより、地域の方々が学校運営に参画できるようになっていることから、この絆をより強固なものにするとともに、学校、家庭及び地域との連携・協力を今後も大切にしていきたいと考えます。

2 基本方針について

(1) 生きる力を育む教育の推進

AIの発展により、近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、一人一人がこれからの厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくために、個に応じたきめ細やかな指導が重要であると考えます。

今後の学校教育に当たっては、学力だけではなく、知り得たものをどのように利用するかを学ぶことで「生きる力」を育むとともに、新学習指導要領で示されている思考力・判断力・表現力等を育む教育や、身の回りの課題を解決する力を育む教育を推進し、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成に注力していただきたいと考えます。

(2) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校・家庭及び地域の連携・協働体制を構築することが難しくなっていますが、このような時代だからこそ、改めてコミュニティ・スクールの在り方や地域との関わり方について検討していただき、より充実した連携・協働体制を構築していただきたいと考えます。

(3) 教育の質の向上と教育環境の整備

本市では、各小・中学校の校長先生を筆頭として、教員の育成に注力していると思いますが、児童・生徒の教育に当たっては、教員の質が非常に重要であることから、今後とも引き続き、教員の資質や能力の向上に注力していただきたいと考えます。

また、「GIGAスクール構想」により、本市においても小・中学校の児童・生徒一人一人にタブレット端末が貸与され、授業等で活用されているところですが、今後自宅でも使用できるようにした場合、家庭環境によってはタブレット端末を使用できない児童・生徒が出てくる可能性があることから、差が出ないような運用方法の検討をお願いします。

なお、タブレット端末を活用するに当たっては、情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底と更なる推進をしていただきたいと思います。

(4) 自己実現を目指す生涯学習の推進

人生100年時代の到来が予測されていることから、いつまでも元気で学び続けることができる居場所づくりや生きがいにつなげることができる生涯学習については、重要性を増してきているところです。

本市においては、市民駅伝競走大会などのスポーツ大会が盛んであり、小学生から年配の方まで参加できるものが多くあることから、今後もあらゆる世代に向けたスポーツと関わりの持てる機会について、充実させていただくとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、引き続きスポーツ活動の振興に努めていただきたいと思います。

(5) 教育財産の有効活用の推進

教育財産を様々な用途として活用することにより、地域の教育力を向上させることにつながるとは思いますが、各施設については、それぞれ本来の使用目的があることから、教育財産の活用に当たっては、それらを阻害することがないように引き続き使用していただくようお願いいたします。

